

キャッシュレス・消費者還元事業に関するポイント還元特約

本特約は、一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「事務局」といいます）が行う「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「本事業」といいます）に参加する加盟店（以下「対象加盟店」といいます）において、当社が発行するクレジットカード等のうち当社が第1条で指定するカード（以下「対象カード」といいます）を当該対象カードの会員（家族会員を含み、以下同様とする）が利用した場合に、本事業に基づき当該利用に応じて発行する消費者還元ポイント（第3条に定めるものをいいます。以下、同様とします）の取扱い等に関して定めたものです。本特約は、「UCSカード会員規約」「entacARD会員規約」（以下、総称して「カード規約」といいます）の一部をなすものとし、会員は、消費者還元ポイント等による還元を受ける場合、本特約に同意の上、還元を受けるものとします。なお、本特約で使用している用語の定義については、本特約で特段の定めがない限り、カード規約の定めに従うものとします。

第1条（対象カード）

本特約の対象となるカードは、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が別途指定するものとします。なお、本会員のクレジットカードが対象カードとなる場合、家族会員として発行しているクレジットカード（以下「家族カード」といいます）も還元の対象となります。

第2条（対象加盟店）

対象加盟店は、本事業に参加を登録している加盟店とします。なお、対象加盟店については、事務局のホームページに記載されている加盟店の内、当社が登録を受け付けた加盟店となります。

第3条（消費者還元ポイントの付与および利用等）

本事業の対象期間中に、会員が、対象加盟店で、本事業の対象となる商品・サービスを、対応カードを利用して購入した場合、当社は、毎月15日を締日（以下「締日」といいます）として、当月分（16日から翌月15日まで）の利用に基づき対象加盟店ごとに定められた還元率に基づき消費者還元ポイントを付与するものとします。ただし、対象加盟店からの対象カードの売上情報が当社に連携されるタイミングにより、消費者還元ポイントの付与が利用日の翌々月以降となる場合があります。

2. 対象カード1枚につき毎月15,000点のポイントを消費者還元の付与額の上限とします。なお、家族カードで家族会員が前項に規定する対象取引を行った場合も消費者還元ポイントを付与しますが、家族カードのポイントは、対象カードのポイントに合算されるものとします。この場合、合算されたポイントが、消費者還元の付与額の上限である15,000点を

超えないものとしします。

3. 前項に基づき発行された消費者還元ポイントは、会員が利用した対象カードの種類に応じ、以下のとおり自動的に還元されるものとしします。また、家族会員に付与された消費者還元ポイントについては、本会員の消費者還元ポイントと合算され、以下のとおりカードご利用代金のお支払い時に還元されるものとしします。なお、消費者還元ポイントは、下記に定める利用となります。

(1) 締日が属するクレジットカードご利用のお支払時に、消費者還元ポイント（家族カードに付与されたものを含みます）が充当されるものとし、消費者還元ポイント1ポイントをポイント1点として加算します。

4. 発行された消費者還元ポイントのポイント数は、以下の方法で確認することができます。

(1) 利用明細による確認

利用明細のポイント記載欄の「その他ポイント」欄に表示されます。

(2) WEBサイトでの確認

当社が運営するWEBサイトのポイント確認ページで確認することができます。

5. 会員は、消費者還元ポイントに関する地位、権利等について、第三者に譲渡等してはならないものとしします。

第4条（利用の無効または取消等時の対応）

消費者還元ポイントの付与対象となる取引が無効または取消になった場合、消費者還元ポイントの付与はなされないものとしします。また、当該無効または取消分に係る消費者還元ポイント分が付与されすでに還元されていた場合、会員は当該無効または取消分に係る消費者還元ポイント分に相当する金銭を当社が別途指定する方法で返金するものとしします。

第5条（不当な取引の禁止等）

会員は、自らまたは第三者をして以下に定める不当な取引を行ってはならないものとしします。

(1) 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

(2) 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事実に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

(3) 商品もしくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

(4) 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または他者が本事業

業における消費者還元に基づく利益を得ること

(5) 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

(6) 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること

(7) その他公募により経済産業省から採択された本事業の執行団体である事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

第6条（調査協力）

当社は、以下のいずれかの事由に該当した場合、会員に対して、書面の送付、電子メールの送信、電話等により、対象カードの利用状況等当社は指定する事項について確認を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。

(1) 事務局から調査の指示を受けた場合

(2) 会員が第4条に該当する取引を行った疑いがあると当社が判断した場合

(3) 前号以外で、会員が本特約に違反する疑いがあると当社が判断した場合

(4) 前各号に規定するほか、会員の利用状況について確認する必要があると当社が判断した場合

2. 前項に基づき当社が確認があった場合、会員は、遅滞なく当該確認に応じ、当社が指定する方法で回答するものとします。

第7条（会員資格の停止、取引の停止等の措置）

当社は、会員がカード規約の他、本特約のいずれかの規定に違反しまたはそのおそれがある場合、対象カードを含むカードの利用を一時的に停止し、消費者還元ポイントの付与および還元を保留することができるものとします。なお、当社は、調査の結果、会員がカード規約および本特約に違反していないと判断した場合、カードの利用を再開させることができ、また保留していた消費者還元ポイントを会員に付与し還元することができます。ただし、当該保留に関して当社は遅延損害金、利息等を付さないものとします。

2. 当社は、会員が本特約に違反したと判断した場合、カード規約に基づき、会員の期限の利益の喪失、および会員資格の喪失を行うことができるものとします。また、かかる場合、当社は当該会員に対してすでに付与していた消費者還元ポイントを失効させることができるものとします。

3. 会員が、本特約に違反して消費者還元ポイントの付与を受けているまたはそのおそれがある、もしくは第4条に定める不当な取引に関与しているまたはそのおそれがあると当社が判断したときは、当社は事務局に当該事実を届け出ることがあるものとします。

第8条（返還、損失等の補てん等）

会員は、本特約に違反して消費者還元ポイントに付与を受けたことにより、国、事務局および当社を含む登録決済事業者（本事業に参加している決済事業者、加盟店等います）に損失または損害が発生した場合、会員は当該損失を補てんまたは損害を賠償するものとします。また、すでに受け取っている消費者還元ポイントについては、当社または事務局の請求に応じ、直ちに当該消費者還元ポイント分に相当する金銭を返還するものとします。

第9条（損害賠償）

前条に定めるほか、会員が本特約に違反したことにより、当社に損害を与えた場合、会員は当該損害を賠償するものとします。

第10条（有効期間等）

本特約は、2019年10月1日より効力を生じ、2021年3月末日まで効力を有するものとします。ただし、本事業の実施期間の変更があった場合、本特約の有効期間の変更について会員に通知し、または公表するものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、その終了原因を問わず、会員とのカード規約が終了した場合、当然、本特約も終了するものとします。

3. 前二項の規定に関わらず、本特約終了後も、第7条および第8条の規定については引き続き効力を有するものとします。

第11条（改定）

本特約の改定は、カード規約で定める規約の改定方法を準用するものとします。

第12条（規定外事項等）

本特約とカード規約の定めが抵触する場合、本特約の定めが優先的に適用されるものとします。また、本特約に定めがない事項については、カード規約の定めに従うものとします。